

和泉市自治基本条例だより



第 6 号

継続審査決定

「議案第 63 号和泉市自治基本条例の制定について」は、9月17日の総務安全委員会で、「引き続き審査する必要があるため、閉会中の継続審査」と決定され、9月30日日本会議において正式に継続審査と承認されました。今後の動きにつきましては、総務安全委員会の開催に合わせ、追って報告します。

総務安全委員会で出された質疑・意見の一部です。

【第2条】最高規範性について

第2条 この条例は、和泉市の自治における最高規範であり、他の条例、規則等の制定及び改廃に当たっては、この条例の趣旨を最大限に尊重し、整合性を図らなければなりません。

委員の意見

- ・ 法制上、条例には上下関係がない。条例は法令に反しない限り議会の権限において制定できるものである。条例制定への思いが強調されているとはいえ、この条例が他の条例と異なり、何か別格で上位法的な感覚がぬぐえない。

市の考え

- ・ 法制上、条例には上下関係はないが、自治基本条例制定の意図は、自治体運営の基本について市民、議会、行政全体で合意し、その理念をみんなで実現していくことであるため、市の憲法として、市民、議会、行政の三者が守っていくべきものとして、「最高規範」という表現を用いている。

【第3条 用語の定義】 市民の定義について

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

(1) 市民 市内に住み、働き、又は学ぶ者及び市内に事業所を置き、事業活動その他の活動を行う者又は団体をいいます。

(2)～(7) 略

委員の意見

- ・ 納税の義務が課されていない非居住者にまで市民の範囲を拡大しているのは疑問。また、それぞれの設立目的をもって存在する団体までを市民に含むのは危険性がある。
- ・ 住民以外は市民に含めず、まちづくりに参加できることを謳うだけでいいのではないか。

市の考え

- ・ まちづくりを市民相互の協働、市民と行政との協働で進めていくためには、市内に居住している人だけではなく、和泉市のまちづくりに実際に関わる人や団体を含めていく必要があるという考え方から、「まちづくりの情報を知る権利」と「まちづくりに参加・参画する権利」について定めている。

【第32条 住民投票について】

第32条 本市に住所を有する年齢満16歳以上の者(ただし、外国人については、定住する者に限る。第4項において同じ。)は、市政にかかわる重要事項について、その総数の6分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができます。

2 市長は、市政にかかわる重要事項について、自ら住民投票を発議することができます。

3 市長は、第1項の規定による請求があったときは、住民投票を実施しなければなりません。

4 住民投票の投票権を有する者は、本市に住所を有する年齢満16歳以上の者としてします。

5 議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。

6 住民投票についてその他必要な事項は、この条例の趣旨に基づいて別に条例で定めます。

委員の意見・質問

- ・ 投票権を満 16 歳以上の住民とすることに疑問がある。
- ・ 住民の連署数を 1/6 以上にした根拠は何か。また、1/6 以上の請求があれば、住民投票を自動的に実施するというところで、議会に実施の裁量権がないが、案件ごとに住民投票を実施すべきかどうか議会に諮るべきである。
- ・ 常設型の住民投票条例を制定する上で、直接民主主義と間接民主主義の考え方について

市の考え

- ・ 住民投票にかける案件は市の将来に関わることであり、できるだけ幅広く参加していただく必要がある。その意味では、将来市の主体的な担い手となる年齢層の意見も尊重する必要がある。
- ・ 16歳は義務教育を終え、社会人として働き、納税できる年齢である。
- ・ 中学校での公民教育の充実も含め、若いときから、まちづくりに対する意識をもってもらう意味がある。
- ・ 市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59条)で、「市町村の合併等に関する住民が話し合う協議会の設置請求」が議会で否決された場合、「1/6以上」の連署で住民投票を実施しなければならないと定められていることを参考にしてている。
- ・ 市の将来に関わるような重要な案件について、様々な市民の方から幅広く意見を聞き、判断する必要があるといった意味から、間接民主制を補完する役割として位置づける。

【第33条 市民自治推進委員会について】

第33条 この条例をいかし育て、より実効性を高めるため、市長の附属機関として和泉市市民自治推進委員会(以下「委員会」という。)を設置します。

- 2 委員会は、委員10人以内をもって組織します。
- 3 委員会は、次に掲げる事項を調査審議するものとします。
 - (1)この条例の運用に関すること。
 - (2)この条例の見直しに関すること。
 - (3)前2号に掲げるもののほか、この条例の趣旨の推進に関すること。
- 4 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

委員の質問

- ・ 市民自治委員会の役割について
- ・ 委員構成は

市の考え

- ・ 自治基本条例の理念に基づき、協働事業や市民自治・地域自治が根付いているかどうかというところを評価し、今後のさらなる運用に向けて提言していくイメージである。
- ・ 客観的な意見をいただけるよう学識者や地域で実際に自治活動・市民活動をされている経験豊富な方などを中心に入っていただきたいと考えるが、具体的には今後議会や関係課と調整しながら内容を詰めていきたい。

【第34条 条例の見直しについて】

第34条 市長は、この条例をいかし育てるために、条例の施行の日から5年を超えない期間ごとに見直さなければなりません。

委員の意見

- ・ 条例を5年ごとに見直すところがあるが、条例は普遍的なものではないのか。

市の考え

- ・ 年月の経過による形骸化を防止し、その時代に即した条例に育てていくという趣旨であり、実際に改正するか否かは別として、運用状況に基づく確認の意味で、見直しを行う必要があると考える。

和泉市自治基本条例だより 第6号

発行日 平成21年10月7日

発行元 和泉市公民協働推進室